

## 単品スライド条項の適用について

八峰町では、鋼材類及び燃料類が価格高騰している状況にかんがみ、町のすべての発注公所の工事について、平成20年8月1日より、工事契約事項第25条第5項の規定（以下「スライド条項」という。）を適用することとしました。

### 1. 単品スライド条項

工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不相当と成ったときに、請負代金額の変更を請求することができる規定です。

### 2. 対象となる「主要な工事材料」と対象工事

#### 【主要な工事材料】

「鋼材類」「燃料油」に分類される各材料（H型鋼、異形棒鋼、軽油など）

#### 【スライド適用の対象工事】

適用日現在契約中及び今後契約の工事で、工期が適用日以降の工事。

実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて当該公示の請負金額を再積算した場合に、当初金額より1%以上変動する工事。

ただし、部分払い済みの工事については、部分払い以外が対象

### 3. スライド額の計算で用いる単価

〔鋼材類〕 現場に搬入された月の実勢価格

（注）複数回に分けて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

〔燃料油〕 購入された月の実勢単価

（注1）複数回にわけて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

（注2）月ごとの購入数量が不明な場合は、工期中の各月の平均

### 4. スライド額（S）の計算

【鋼材類】{ 搬入月の実勢単価 - 設計時点の実勢単価 } × 対象数量  
+ ) 【燃料油】{ 購入月の実勢単価 - 設計時点の実勢単価 } × 対象数量  
- ) スライド前の請負代金額の1%相当額

---

スライド額（S）

（注） 乙が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計、燃料油の購入代金合計の方が実勢単価で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算する。

### 5. 条項の適用年月日

適用年月日 平成20年8月1日